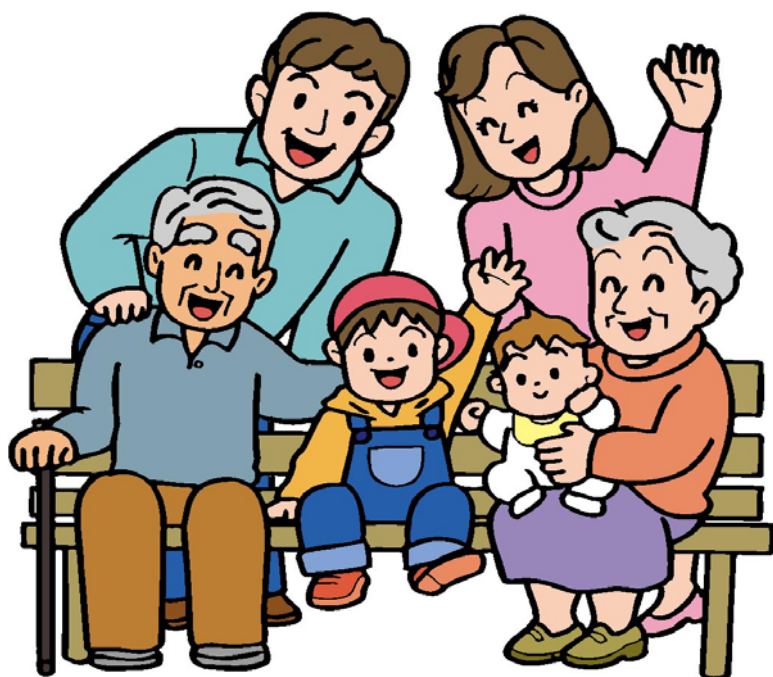


みんなで支えあう 介護保険制度



稲沢市福祉保健部高齢介護課

いなっピー



平成24年4月改訂版

みんなで支えあう介護保険制度

1. 介護保険制度創設の背景と目的

誰にでも起こり得る切実な「介護問題」。介護を必要とする状態となっても、できる限り住みなれた自宅で自立した生活を営めるように、家族の負担を減らし社会全体で支えあうことを目的としています。国は、共同連帯の理念により、40歳以上の全国民で構成される社会保険制度を採用し、総合的・一体的な介護サービスを受けることができる仕組みを作り、平成12年4月から始めました。

介護保険制度が誕生して以来、サービス利用が拡大し、定着する一方で、介護保険の総費用は急速に増大しています。今後、一層の高齢化の進展とともに、認知症や一人暮らしの高齢者の増加も見込まれており、新たな課題への対応が必要となっています。こうした課題に対応するため、平成24年4月から介護報酬改定、新サービスの創設等の制度改正が行われました。

2. 介護保険はこんな制度です。

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
運営主体は？	市 町 村 （ 稲 沢 市 ） が 運 営 し ま す 。	
加入するかたは？	すべての65歳以上のかた。	40歳以上65歳未満の健康保険に加入しているかた。
保険証の交付は？	すべてのかたにお渡しします。	保険証の交付申請のあったかた及び要介護認定を受けたかたにお渡しします。
介護サービスを利用できるかたは？ 	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事等の日常の生活動作について、常に介護が必要なかた（要介護者） 要介護者となる恐れがあり、家事、身支度等の日常生活に支援が必要なかた（要支援者） 生活機能が低下していて、介護が必要となるおそれがあるかた（特定高齢者） 	<p>初老期認知症、脳血管疾患など下記の加齢に伴う病気により、介護等が必要となったかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ①がん(末期) ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦韧带骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症等 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変性を伴う変形性関節症
保険料は？	<p>所得に応じて、8段階の保険料を設定します。</p> <p>平成24年度から26年度までの稲沢市の基準額は、4,400円(月額)です。</p>	<p>現在加入している健康保険の算定方法によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 健康保険・共済組合加入者は、標準報酬月額に定率をかけます。 ◇ 国民健康保険加入者は、国民健康保険税に介護保険料分を加算します。
保険料の支払方法は？	年金を年額18万円以上受給しているかたは、年金から天引きします。それ以外のかたは納付書又は口座振替で納付します。	健康保険料(税)に上乗せして、納付します。
利用料は？	介護給付、予防給付については、原則として、かかった費用の1割を負担する必要があります。	

3. 介護サービスが受けられるまで

介護保険の介護サービスを受けるためには、「要介護認定」を受ける必要があります。

I 要介護認定を受けるまで

① 介護が必要で困っているかた



- 寝たきり
- 認知症
- 虚弱
- 食事介護
- 入浴介助など

申請の際、主治医(かかりつけ医)をお聞きます。

② 市役所(高齢介護課)に申請 支所又は市民センターでも受付を行います。

本人または家族のかたなどが要介護認定の申請手続きを窓口で行います。また、地域包括支援センターなどに依頼して代行申請を行うこともできます。

- ※ 申請の際には、お手元の「介護保険被保険者証」を添え提出してください。
- 65歳未満のかたの場合は、ご加入の「医療保険被保険者証」もご持参ください。



申請の際、主治医意見書作成依頼書と主治医意見書返送用封筒をお渡します。

申請の際、訪問調査の希望日をお聞きます。



③ かかりつけの医師に意見書の作成を依頼

かかりつけの医師(医院)に「主治医意見書」を作成してもらうよう「主治医意見書作成依頼書・意見書返送用封筒」を持参して依頼します。…作成料は無料(公費負担)です。
※総合病院では、依頼書を持参する専用窓口が設置されている場合もあります。

④ 訪問調査の実施

専門の調査員が家庭を訪問して、食事や歩行、入浴など日常の生活動作を調査します。調査結果は全国一律の基準によりコンピュータで介護の必要な度合い(要介護度)が判定されます。(一次判定)
※ 調査の際は、ご本人だけでなく、身の回りの世話をしているかたもぜひ同席されるようお願いします。

⑤ 審査、判定

訪問調査の結果(一次判定)と「主治医意見書」をもとにして、保健、医療、福祉の専門家などで構成される「介護認定審査会」において、最終的な「要介護度」を審査、判定します。(二次判定)



⑥ 要介護認定

申請受付をした日から30日以内に、介護の必要な度合いを7段階(要支援1～2、要介護1～5)に分けて認定します。
なお、「非該当」と判定された場合には、介護保険の介護サービスを受けることはできませんが、介護保険以外のサービスを利用できる場合があります。

認定結果の通知は、お住まいの住所に認定状況を記載した「介護保険被保険者証」、「居宅サービス計画作成依頼届出書」と共に郵送します。

※ 要介護認定は、一定期間ごとに見直し(更新)をします。
「終了のお知らせ」が届いたら、速やかに更新手続きをしてください。
更新手続きを忘れた場合には、要介護認定が終了して、介護保険の介護サービスを受けることができなくなりますのでご注意ください。

※ 認定結果等に不服、不満等がある場合は、通知を受取った翌日から60日以内に「愛知県介護保険審査会」(住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 TEL. 052-954-6288)に対して審査請求することができます。

II 介護サービスを受けるために

① 居宅介護(予防)サービス計画(ケアプラン)の作成

要支援または要介護の認定を受けたかたが、居宅介護(予防)サービスを受けるには、本人の心身の状況や家族の希望に応じて作成されたケアプランが必要となります。…作成料は無料(公費負担)です。

作成者は介護度により異なります。

要支援1～2の認定を受けたかた…地域包括支援センター

要介護1～5の認定を受けたかた…指定居宅介護支援事業所

なお、ケアプランの作成を依頼する事業者を選んだら、事業者の承諾を得ると同時に速やかに「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市役所高齢介護課に事業者を通じて提出してください。

また、自分でケアプランを作成することもできます。

なお、施設サービスを利用希望される場合は、直接施設にお申し込みください。

※ 稲沢市内の「指定居宅介護支援事業者」の名簿は、認定結果通知に同封していますので、参考にしてください。



② 介護(予防)サービスの受給

ケアプランにもとづいた必要な介護(予防)サービスを計画的に受けることができます。介護支援専門員(ケアマネージャー)と連絡を密にしてください。



4. 利用できる介護サービス

要介護認定を受けたかたは、在宅サービスや施設サービスの中から希望する介護サービスを選択して作成されたケアプランにもとづいて利用します。サービスを受けるときには、認定状況が記載してある介護保険証を提示してください。なお、要支援の認定を受けたかたは、施設サービスを受けることはできません。

区分	在宅サービス	施設サービス
自立	×	×
要支援	○	×
要介護	○	○

I. 在宅サービス



【 自宅で受けるサービス 】

- ① 訪問介護
(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事などの身の回りの援助をします。
- ② 訪問入浴介護 浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護をします。
- ③ 訪問看護 かかりつけ医師の指示のもとに、看護師などが家庭を訪問して、看護をします。
- ④ 訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。
- ⑤ 居宅療養管理指導 医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理やアドバイスをします。
- ⑥ 福祉用具の貸与 車椅子やベッドなどの福祉用具の貸し出しをします。

【 施設等に出かけて受けるサービス 】

- ① 通所介護
(デイサービス) デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事、機能訓練、その他日常生活に必要な世話を日帰りで受けます。
- ② 通所リハビリテーション
(デイケア) 老人保健施設や病院などの施設で、リハビリテーションを日帰りで受けます。

【 施設等に短期間入所して受けるサービス 】

- ① 短期入所生活介護
(ショートステイ) 家庭の都合などで介護が一時的に困難な場合、特別養護老人ホームなどの介護施設に短期間入所して、日常生活の介護や機能訓練を受けます。
- ② 短期入所療養介護
(医療型ショートステイ) 家庭の都合などで介護が一時的に困難な場合、老人保健施設や病院などの施設に短期間入所して、看護や必要な医療を受けます。

【 自宅を住みやすくするためのサービス 】

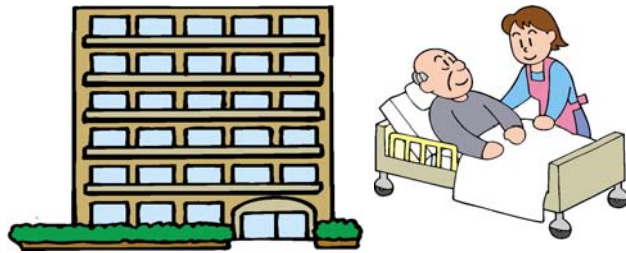
- ① 福祉用具購入費の一部支給 入浴や排泄用の福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。(支給限度額：年間10万円)
- ② 住宅改修費の一部支給 手すりの取り付けや段差解消、扉の改修などの小規模な住宅改修を行った場合、その費用の一部を支給します。(支給限度額：一人につき20万円)

【 地域密着型サービス 】

- ① 認知症対応型共同生活介護
(グループホーム) 認知症のために介護を必要とする高齢者のかたが、共同生活をしながら介護を受けます。
- ② 特定施設入居者生活介護 小規模な特定施設に入居している要介護者のかたに、施設が介護サービスを提供します。
- ③ 小規模多機能型居宅介護 通いを中心として、要介護者の様態などに応じて、訪問や泊まりを組み合わせた介護サービスを提供します。

II. 施設サービス

【施設に入所して受けるサービス】



- ① 特別養護老人ホーム
日常生活で常に介護が必要で、家庭で適切な介護が困難な寝たきりや認知症の高齢者が入所し、必要な介護を行う施設です。
- ② 老人保健施設
比較的病状が安定された高齢者のかたが、家庭に戻れるように介護やリハビリテーション、必要な医療を行う施設です。
- ③ 療養型医療施設
治療よりも長期にわたる療養や介護が必要な高齢者に対して、医学的管理のもとに介護・看護や必要な医療を行う施設です。

5. 介護サービスの利用料について

- ◇ 介護サービスを利用したときには、利用者は費用の1割を負担する必要があります。
- ◇ 施設サービスや短期入所サービスを利用するときには、食事代や居住費、日常生活費（施設サービスのみ）も負担する必要があります。
- ◇ 居宅サービスを受けられる限度額およびサービス利用料金は、要介護度によって異なります。

居宅サービス支給限度額(1カ月)

介護度	支給限度額	介護度	支給限度額
要支援1	49,700円	要介護3	267,500円
要支援2	104,000円	要介護4	306,000円
要介護1	165,800円	要介護5	358,300円
要介護2	194,800円		

- ◇ 福祉用具購入費および住宅改修費の費用は、いったん全額を利用者が立替払いしていただき、後からかかった費用の9割をお返しする償還払い方式と、市が直接指定された業者に費用の9割を支払う受領委任払い方式があります。
- ◇ 利用者負担金(1割負担分)が高額にならないように、所得状況に応じた利用者負担額の上限が設定され、上限を超えて支払われた分は利用者にお返しします。(高額介護サービス費)

対象者	基準額(月額)
一般(所得の低い方以外)	37,200円
住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金(※)収入額を足した金額が80万円を超える方	24,600円
住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金(※)収入額を足した金額が80万円以下の方	15,000円
住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	

※課税年金とは、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢年金のことで、障害年金・遺族年金は、非課税年金になります。

- ◇ 医療費の自己負担額と介護サービス費の自己負担額を合算し、高額になったときは、限度額(年額)を超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。
自己負担額の合計とは、医療保険の高額医療費及び介護保険の高額介護サービス費の適用後の負担額です。

高額医療・高額介護合算制度における世帯の負担限度額(年額<毎年8月～翌年7月>)

区分(※)	後期高齢者医療(75歳以上の方)+介護保険	医療保険(70~74歳の方)+介護保険	医療保険(70歳未満の方)+介護保険
現役並み所得	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得Ⅰ	19万円	19万円	34万円

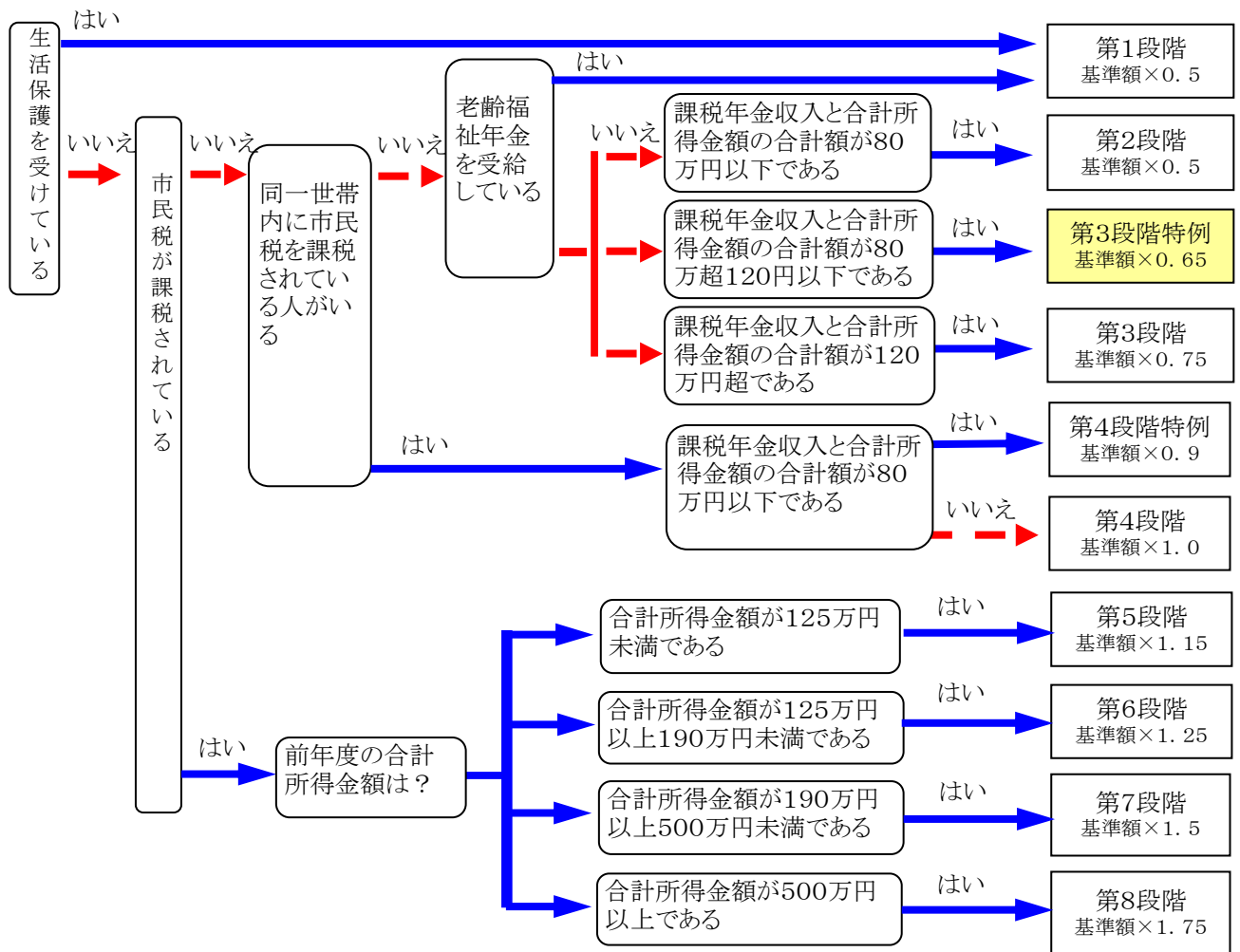
※加入医療保険での高額医療費の限度額区分を適用します。

- ◇ その他、所得の低い方に対して、施設入所にかかる居住費用及び食費の負担軽減などの制度もあります。

6. 介護保険料について

① 第1号被保険者(満65歳以上のかた)の保険料額について

(所得段階区分)



※合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

介護保険料額(平成24年度～平成26年度)

月額基準額 4,400円

所得段階	介護保険料額の計算	保険料額(年額)
第1段階のかた	4,400円×12月×0.5	26,400円
第2段階のかた	4,400円×12月×0.5	26,400円
第3段階特例のかた	4,400円×12月×0.65	34,300円
第3段階のかた	4,400円×12月×0.75	39,600円
第4段階特例のかた	4,400円×12月×0.9	47,500円
第4段階のかた	4,400円×12月×1.0	52,800円
第5段階のかた	4,400円×12月×1.15	60,700円
第6段階のかた	4,400円×12月×1.25	66,000円
第7段階のかた	4,400円×12月×1.5	79,200円
第8段階のかた	4,400円×12月×1.75	92,400円

(平成24～新設)

※第3段階特例のかた…本人及び世帯員が市民税非課税のかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円未満のかた

※第4段階特例のかた…本人が市民税非課税で、世帯員に市民税課税者がいるのかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のかた

※ 介護保険料の減免について

- i) 老齢福祉年金受給者ですべての世帯員に固定資産がなく、非課税世帯のかた(所得段階第1段階)
- ii) 災害による財産の損害、生計中心者の死亡・病气・失業などによる収入に著しい減少が生じたために保険料の納付が困難なかた

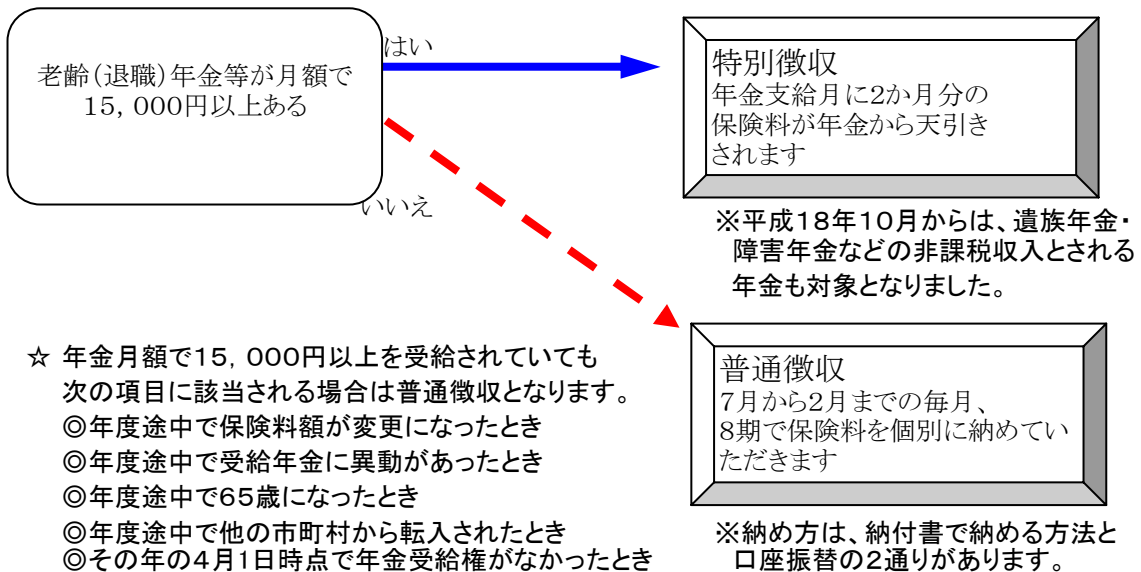
上記 i) の要件に該当するかたは、下記のとおり保険料が軽減されますので、申請書等を高齢介護課に提出してください。

i) に該当されるかた 基準額×0.5 → 基準額×0.25

ii) の要件に該当されるかたは、保険料の徴収猶予または減免の申請をすることができます。

これらの要件に該当すると思われるかたは、高齢介護課にご相談ください。

② 第1号被保険者(満65歳以上のかた)の保険料の納め方について



- ☆ 年金月額で15,000円以上を受給されていても次の項目に該当される場合は普通徴収となります。
- ◎年度途中で保険料額が変更になったとき
 - ◎年度途中で受給年金に異動があったとき
 - ◎年度途中で65歳になったとき
 - ◎年度途中で他の市町村から転入されたとき
 - ◎その年の4月1日時点で年金受給権がなかったとき

普通徴収の介護保険料の納付には

便利で確実な口座振替制度 をご利用ください

③ 介護保険料を滞納されると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護が必要となったときに給付制限などの措置により、介護保険をご利用できなくなる場合がありますので、納め忘れのないようにしてください。

i) 1年間以上滞納した場合

介護サービスの利用料の1割だけでなく全額を一旦支払っていただき、後で9割をお返す方式(償還払い)となります。

また、保険証には「支払方法変更の記載」がされます。

ii) 1年6か月以上滞納した場合

一時的に保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付費から滞納分に充てることがあります。

iii) 2年以上滞納した場合

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

※災害などの事情で、介護保険料の納付が困難な場合は、高齢介護課にご相談ください。

7. 介護保険被保険者証について

◎介護保険被保険者証の交付について
次の場合に交付します。

☆第1号被保険者

- ①65歳に到達されるかた(到達月の前月末に郵送します。)
- ②65歳以上のかたで転入された場合

☆第2号被保険者

- ①要介護認定申請で認定された場合
- ②被保険者証交付を申請されたかた

◎届出ください

- ① 他市町村で要介護認定を受けていて転入されたときは、14日以内に届出をしてください。
(転出地の受給資格証明書が必要となります。)
- ② 要介護認定を受けていて、他市町村に転出される時は高齢介護課窓口においでください。
(窓口で受給資格証明書を発行します。)
- ③ 被保険者のかたが死亡された場合は、被保険者証を窓口にお返しください。
- ④ 被保険者証をなくしたり、汚して使えない場合は、窓口に応し出てください。
(窓口で再発行します。)
- ⑤ 氏名・住所に変更があった場合は、窓口に応し出てください。
(住民情報で確認ができ次第、再発行します。)

◆ 相談・問合せ先 稲沢市役所 福祉保健部 高齢介護課

(0587)32-1111

内線328、431~433、257、461

8 地域包括支援センターについて



いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護や医療といった個々のサービスだけではなく、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支えていく体制が必要です。その体制の中心的な存在として、「地域包括支援センター」が創設されました。

稲沢市では、日常生活圏域を6か所とし、それぞれの地域に6か所の地域包括支援センターを設置しました。

保健、福祉、介護という3分野の専門職が連携し、市や地域の医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者の様々な相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

- ① 稲沢地域
- ② 稲沢地域包括支援センター
- ③ 稲沢市西町三丁目10番24号
(稲沢市社会福祉協議会内)
- ④ 0587-33-5400
- ⑤ 月～金 午前8時30分～午後5時15分

- ① 小正・下津地域
- ② 小正・下津地域包括支援センター
- ③ 稲沢市駅前二丁目25番15号
(稲沢老人保健施設 第2憩の泉内)
- ④ 0587-22-1488
- ⑤ 月～土 午前9時00分～午後5時15分

- ① 明治・千代田地域
- ② 明治・千代田地域包括支援センター
- ③ 稲沢市井堀野口町27番地
(特別養護老人ホーム 第二大和の里内)
- ④ 0587-36-8310
- ⑤ 月～土 午前8時45分～午後5時30分

- ① 大里地域
- ② 大里地域包括支援センター
- ③ 稲沢市六角堂東町一丁目3番地6
(特別養護老人ホーム 大和の里内)
- ④ 0587-23-7702
- ⑤ 月～土 午前8時45分～午後5時30分

- ① 祖父江地域
- ② 祖父江地域包括支援センター
- ③ 稲沢市祖父江町本甲拾町野7番地
(厚生連 尾西病院内)
- ④ 0587-97-2381
- ⑤ 月～金 午前8時30分～午後5時00分
第1・第3土曜日
午前8時30分～午後0時20分

- ① 平和地域
- ② 平和地域包括支援センター
- ③ 稲沢市平和町観音堂東海塚33番地
(特別養護老人ホーム 寿敬園内)
- ④ 0567-47-1776
- ⑤ 月～金 午前8時30分～午後5時15分

※ ①は担当地域、②は名称、③は所在地、④は電話番号、⑤は開設日時。
⑤開設日時は、国民の祝日、年末年始を除きます。

介護保険で利用できるサービス

☆サービスに係る費用のめやす

下記の金額の1割が利用者負担額となります。
事業者によっては加算があります。
詳しくはケアマネジャーや事業者にお問い合わせ下さい。



自宅で受けるサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーがご自宅を訪問して、身体介護や生活援助等を行うサービス	要支援1~2	
	週1回の訪問	12,956円/月
	要介護1~5	
	身体介護(30分~1時間未満)	4,267円/回
	生活援助(20分~45分未満)	2,021円/回



訪問入浴介護

ご自宅に浴槽を持ち込んで入浴サービスを行います。

要支援1~2	8,872円/回
要介護1~5	12,997円/回



訪問看護

看護師等がご自宅を訪問し、主治医の指示書に基づいて、床ずれの処置等療養生活に必要なサービスを行います。

病院・診療所を利用 (30分以上1時間未満)	5,615円/回
訪問看護ステーションを利用 (30分以上1時間未満)	8,474円/回



訪問リハビリテーション

理学療養士や作業療養士が、ご自宅を訪問し、主治医の指示に従い歩行訓練等のリハビリテーションを行います。

3,101円/回



居宅療養管理指導

ご自宅で療養していて、病院へ行くのが難しい方のところに、医師、歯科医師、薬剤師等が訪問して療養上の管理や指導を行います。

医師・歯科医師(月2回まで)	5,000円/回
薬剤師(医療機関月2回まで)	5,500円/回
管理栄養士(月2回まで)	5,300円/回
歯科衛生士(月4回まで)	3,500円/回

通所して受けるサービス

通所介護(デイサービス)

利用者が送迎バス等で、デイサービスセンター等に通い、入浴、食事等の日帰りサービスを受ける。

※ 通常規模の施設の利用で7時間以上9時間未満、(往復送迎、入浴を含む)・食費は別途



要支援1	21,689円/月
要支援2	43,449円/月
要介護1	7,645円/回
要介護2	7,645円/回
要介護3	7,645円/回
要介護4	7,645円/回
要介護5	12,796円/回

通所リハビリテーション(デイケア)

利用者が送迎バス等で、介護老人保健施設・病院等に通い、心身の機能維持回復に必要なリハビリテーション等を受ける。

※ 通常規模の施設の利用で6時間以上8時間未満、(往復送迎、入浴を含む)・食費は別途

要支援1	24,947円/月
要支援2	49,934円/月
要介護1	7,454円/回
要介護2	7,454円/回
要介護3	7,454円/回
要介護4	7,454円/回
要介護5	13,658円/回

短期入所するサービス

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設等に短期間入所し入浴、排泄、食事等の日常生活の世話やリハビリ等のサービスを受けます。



要支援1	5,181円/日
要支援2	6,378円/日
要介護1	7,087円/日
要介護2	7,087円/日
要介護3	7,087円/日
要介護4	7,087円/日
要介護5	9,967円/日

※ 介護老人福祉施設多床室利用の場合(食費・滞在費が別途かかります。)

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所します。短期入所生活介護と比べ、リハビリテーションが重視されます。

要支援1	6,367円/日
要支援2	7,959円/日
要介護1	8,497円/日
要介護2	8,497円/日
要介護3	8,497円/日
要介護4	8,497円/日
要介護5	10,738円/日

※ 介護老人保健施設多床室利用の場合(食費・滞在費が別途かかります。)

サービス提供事業所

介護保険で利用できるサービスを提供するのは都道府県から指定を受けた事業所です。



地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の利用者が5人以上9人以下の少人数で介護職員と共に共同生活を送ります。



一日あたり	
要支援2	8,274円
要介護1	8,314円
＼	＼
要介護5	9,338円

※ 要支援1のかたは、利用できません。

特定施設入居者生活介護

29人以下の小規模な特定施設に入所している要介護者に対し、入浴、排他、食事の介助等日常生活上の世話を受けるサービスです。



一日あたり	
要介護1	5,850円
＼	＼
要介護5	8,750円

※要支援1, 2のかたは利用できません。

小規模多機能型居宅介護

「通い(日中ケア)」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて「訪問(訪問ケア)」や「泊まり(夜間ケア)」を組み合わせるサービスです。(食費や滞在費は別途かかります。)

要支援1	47,361円/月
要支援2	84,726円/月
要介護1	121,124円/月
＼	＼
要介護5	297,991円/月

◎ 認知症対応型共同生活介護、特定施設生活介護を利用している間は、自宅を訪問するサービス等は介護保険では受けられません。

その他自宅で受けられるサービス

福祉用具の貸与・購入費の支給

ベットや車椅子等の福祉用具を借りることができます。貸与になじまない入浴用椅子等は購入できます。購入費の支給は償還払いと受領委任払いがあります。

購入 年間10万円まで



住宅改修費の支給

ご自宅に手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合にかかった費用が支給されます。改修費の支給は、償還払いと受領委任払いがあります。

一件につき20万円まで



居宅介護支援(ケアプランの作成など)

ケアマネジャーが行うサービスです。ケアプランを立てたり、サービスがきちんと提供されているかどうか確認します。全額介護保険から給付されます。自己負担はありません。

施設サービス



介護老人福祉施設

常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかが介護老人福祉施設に入所して受けるサービスです。日常生活の介護や世話を受けられます。

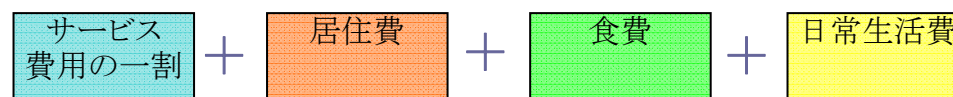
介護老人保健施設

病状が安定しているかが介護老人保健施設に入所して受けるサービスです。医療上のケアやリハビリテーション、介護を受けられます。

介護療養型医療施設

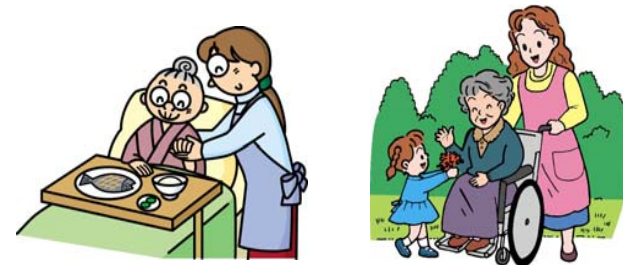
医学的管理のもとで長期療養が必要なかが介護療養型医療施設に入所して受けるサービスです。医療、看護、介護などを受けられます。

施設サービスを利用した場合の負担額



- ☆ 理美容代、入所者が希望する身の回り品等は別途自己負担が必要です。
- ☆ 要介護度によって利用月額が異なります。
- ☆ 状態等によりサービス費加算があります。

◎ 施設サービスを利用している場合は、その他のサービスは受けられません。



サービスにかかる費用

それぞれのサービスにかかる費用は、国により一定の上限が定められています。